

<b>目次</b>	<b>平成十二年法律第二百三十一号</b> <b>著作権等管理事業法</b>
	<b>第一章 総則（第一条・第二条）</b> <b>第二章 登録（第三条・第十条）</b> <b>第三章 業務（第十一条・第十八条）</b> <b>第四章 監督（第十九条・第二十二条）</b> <b>第五章 使用料規程に関する協議及び裁定（第二十三条・第二十四条）</b> <b>第六章 雑則（第二十五条～第二十八条）</b> <b>第七章 罰則（第二十九条～第三十四条）</b>
<b>附則</b>	<b>第一章 総則（目的）</b> <b>第二章 管理の実施</b> <b>第三章 著作権等の保護</b> <b>第四章 委託者の権利と義務</b> <b>第五章 取次ぎの権利と義務</b> <b>第六章 罰則</b>
<b>第二章 管理の実施</b>	<b>第一条</b> <b>この法律は、著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。</b> <b>(定義)</b>
<b>第三章 著作権等の保護</b>	<b>第二条</b> <b>この法律において「管理委託契約」とは、次に掲げる契約であつて、受託者による著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(以下「著作物等」という。)の利用の許諾に際して委託者(委託者が当該著作物等に係る次に掲げる契約の受託者であるときは、当該契約の委託者。次項において同じ。)が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいう。</b> <b>一 委託者が受託者に著作権又は著作隣接権(以下「著作権等」という。)を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約</b> <b>二 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約</b>
<b>第四章 委託者の権利と義務</b>	<b>一 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約</b> <b>二 この法律において「著作権等管理事業」とは、管理委託契約(委託者が人的関係、資本關係等において受託者と密接な関係を有する者として文部科学省令で定める者であるものを除く。)に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行ふ行為であつて、業として行うものをいう。</b>
<b>第五章 取次ぎの権利と義務</b>	<b>一 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約</b> <b>二 この法律において「著作権等管理事業」とは、管理委託契約(委託者が人的関係、資本關係等において受託者と密接な関係を有する者として文部科学省令で定める者であるものを除く。)に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行ふ行為であつて、業として行うものをいう。</b>
<b>第六章 罰則</b>	<b>一 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約</b> <b>二 この法律において「著作権等管理事業」とは、管理委託契約(委託者が人的関係、資本關係等において受託者と密接な関係を有する者として文部科学省令で定める者であるものを除く。)に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行ふ行為であつて、業として行うものをいう。</b>

**第三条** 著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならない。  
(登録の申請)

**第四条** 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 役員(第六条第一項第一号に規定する人格のない社団にあっては、代表者。同項第五号及び第九条第四号において同じ。)の氏名
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 取り扱う著作物等の種類及び著作物等の利用方法
- 五 その他の文部科学省令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第六条第一項第三号から第六号までに該当しないことを誓約する書面
- 二 登記事項証明書、貸借対照表その他の文部科学省令で定める書類  
(登録の実施)

**第五条** 文化庁長官は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を著作権等管理事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

文化庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

文化庁長官は、著作権等管理事業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

**第六条** 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人(営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員との間にわけ

三 第二十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四 この法律又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

一 心身の故障により著作権等管理事業者の役員の職務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 著作権等管理事業者が第二十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその著作権等管理事業者の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ホ この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者と認されるおそれがある名称を用いようとする法人

六 著作権等管理事業を遂行するためには必要と認められる文部科学省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

文化庁長官は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の届出)

第七条 著作権等管理事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

2 文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を著作権等管理条例事業者登録簿に登録しなければならない。

(承継)

第八条 著作権等管理事業者がその著作権等管理条例事業の全部を譲り受けた法人(人格のない団体を含む。)又は合併後存続する法人(著作権等管理事業者である法人と著作権等管理条例事業を行つてない法人の合併後存続する著作権等管理事業者である法人を除く。以下この項において同じ。)若しくは合併後存続する法人(著作権等管理事業者である法人と著作権等管理条例事業の全部を譲り受けた法人(人格のない団体を含む。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により設立された法人若しくは分割によりその著作権等管理条例事業の全部を承継した法人を承継した者は、当該著作権等管理条例事業者の地位を承継する。ただし、その著作権等管理条例事業の全部を承継された法人が第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により著作権等管理条例事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

3 前項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(廃業の届出等)

第九条 著作権等管理条例事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき 消滅した法人を 代表する役員であった者	二 破産手続開始の決定を受けたとき 破産管 財人
三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由に より解散（人格のない社団においては、解散 に相当する行為）をしたとき 清算人（人格 のない社団においては、代表者であった者） 等管理事業者であつた法人（人格のない社団 を含む。）を代表する役員	四 著作権等管理事業を廃止したとき 著作権 等管理事業者であつた法人（人格のない社団 を含む。）を代表する役員
（登録の抹消）	（業務）
第三章 業務	
（管理委託契約約款）	

第十一条 文化庁長官は、前条の規定による届出が あつたとき又は第二十一条第一項若しくは第二 項の規定により登録を取り消したときは、当該 著作権等管理事業者の登録を抹消しなければな らない。	二 実施の日 三 その他文部科学省令で定める事項 著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、 又は変更しようとするときは、利用者又はその 団体からあらかじめ意見を聴取するよう努め なければならない。
（登録の抹消）	
第十二条 文化庁長官は、次に掲げる事 項を記載した管理委託契約約款を定め、あらか じめ、文化庁長官に届け出なければならない。 これを変更しようとするときも、同様とする。	二 実施の日 三 その他文部科学省令で定める事項 著作権等管理事業者は、第一項の規定による 届出をしたときは、遅滞なく、その届出に係る 使用料規程の概要を公表しなければならない。
（登録の抹消）	
第十三条 文化庁長官は、前条の規定による届出が あつたとき又は第二十一条第一項若しくは第二 項の規定により登録を取り消したときは、当該 著作権等管理事業者を含む。）を代表する役員 を締結しようとするときは、著作権等の管理を 委託しようとする者に対し、管理委託契約約款 の内容を説明しなければならない。 （使用料規程）	二 実施の日 三 その他文部科学省令で定める事項 著作権等管理事業者は、第一項の規定による 届出をしたときは、遅滞なく、その届出に係る 使用料規程の概要を公表しなければならない。

第十四条 前条第一項の規定による届出をした著 作権等管理事業者は、文化庁長官が当該届出を 受理した日から起算して三十日を経過する日ま での間は、当該届出に係る使用料規程を実施し てはならない。	4 使用料規程の実施禁止期間 届出をした使用料規程に定める額を超える額 を、取り扱っている著作物等の使用料として請 求してはならない。
（使用料規程の実施禁止期間）	
第十五条 前条第一項の規定による届出をした著 作権等管理事業者は、文化庁長官が当該届出を 受理した日から起算して三十日を経過する日ま での間は、当該届出に係る使用料規程を実施し てはならない。	5 文化庁長官は、第二項の規定により第一項の 期間を延長したときは又は第三項の規定により第 一項の期間を延長し、若しくは前項の規定によ り当該延長された第一項の期間を短縮することができ る。
（業務規程の公示）	
第十六条 前条第一項の規定による届出をした使用料規程を 公示しなければならない。	6 文化庁長官は、第二項の規定により第一項の 期間を延長したときは又は第三項の規定により第 一項の期間を延長し、若しくは前項の規定によ り当該延長された第一項の期間を短縮することができ る。

第十七条 文化庁長官は、著作権等管理事業者 が次の各号のいずれかに該当するときは、その 登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて 著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款 又は使用料規程の変更その他の業務の運営の改善 に必要な措置をとるべきことを命ずることがで きる。 （登録の取消し等）	2 第二十一条 文化庁長官は、著作権等管理事業者 の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し なければならない。
第十八条 著作権等管理事業者は、著作物等の題 号又は名称その他の取り扱っている著作物等に 関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱って いる利用方法に関する情報を利用者に提供する よう努めなければならない。	3 第二十二条 文化庁長官は、著作権等管理事業者 が立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問 させることができる。
（情報の提供）	
第十九条 文化庁長官は、この法律の施行に必要 な限度において、著作権等管理事業者に対し、 その業務若しくは財産の状況に関し報告させ、 （協議）	4 第二十三条 文化庁長官は、前条第一項又は第二 項の規定による処分をしたときは、文部科学省 令で定めるところにより、その旨を公告しなけ ればならない。
（監督）	
第二十条 文化庁長官は、著作権等管理事業者 が第六条第一項第一号、第二号、第四号又は 第五号のいずれかに該当することとなつたと き。	5 第二十三条 文化庁長官は、著作権等管理事業者 が第六条第一項第一号、第二号、第四号又は 第五号のいずれかに該当することとなつたと き。
（監督の実施）	
第二十一条 文化庁長官は、著作権等管理事業者 が第六条第一項第一号、第二号、第四号又は 第五号のいずれかに該当することとなつたと き。	6 第二十三条 文化庁長官は、著作権等管理事業者 が第六条第一項第一号、第二号、第四号又は 第五号のいずれかに該当することとなつたと き。
（監督の実施）	
第二十二条 文化庁長官は、前条第一項又は第二 項の規定による処分をしたときは、文部科学省 令で定めるところにより、その旨を公告しなけ ればならない。	7 第二十四条 文化庁長官は、前条第一項又は第二 項の規定による処分をしたときは、文部科学省 令で定めるところにより、その旨を公告しなけ ればならない。

利用区分（当該利用区分における著作物等の利用の状況を勘案して当該利用区分をより細分した区分についてこの項の指定をすることが合理的であると認めるときは、当該細分した区分。以下この条において同じ。）において、すべての著作権等管理事業者の収受した使用料の総額に占めるその収受した使用料の額の割合が相当の割合であり、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、当該著作権等管理事業者を当該利用区分に係る指定著作権等管理事業者として指定することができる。

一 当該利用区分において收受された使用料の総額に占めるすべての著作権等管理事業者の收受した使用料の総額の割合が相当の割合である場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該著作権等管理事業者の使用料規程が当該利用区分における使用料の額の基準として広く用いられており、かつ、当該利用区分における著作物等の円滑な利用を図るために特に必要があると認められる場合

三 指定著作権等管理事業者は、当該利用区分に係る利用者代表（一の利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この章において同じ。）から、第十三条第一項の規定による届出をした使用料規程、当該利用区分に係る部分に限る。（以下この章において同じ。）に掲げる協議を求められたときは、これに応じなければならない。

4 文化庁長官は、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかつた場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたとき、当該指定著作権等管理事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

5 指定著作権等管理事業者は、協議が成立したとき（当該使用料規程を変更する必要がないこと

ととされたときを除く。次項において同じ。）は、その結果に基づき、当該使用料規程を変更しなければならない。

6 使用料規程の実施の日（第十四条第三項の規定により同条第一項の期間が延長されたときは、当該延長された同項の期間を経過する日。次条第三項において同じ。）前に協議が成立したときは、当該使用料規程のうち変更する必要があることとされた部分に係る第十三条第一項の規定による届出は、なかつたものとみなす。（裁定）

第二十四条 前条第四項の規定による命令があつた場合において、協議が成立しないときは、その当事者は、当該使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができる。

2 文化庁長官は、前項の裁定（以下この条において「裁定」という。）の申請があつたときは、その旨を他の当事者に通知し、相当の期間を経過した後においても、当該裁定がある日までは、当該使用料規程を実施してはならない。

3 指定著作権等管理事業者は、使用料規程の実施の日前に裁定の申請をし、又は前項の通知を受けたときは、第十四条の規定により使用料規程を実施してはならないこととされる期間を経過した後においても、当該裁定がある日までは、当該使用料規程を実施してはならない。

4 文化庁長官は、裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

5 文化庁長官は、裁定をしたときは、その旨を

6 当事者に通知しなければならない。

3 第二十五条 第十一条第一項第三号、第十三条、第十四条、第十五条（使用料規程に係る部分に限る。）、第二十三条及び前条の規定は、次の各号に掲げる団体が第三条の登録を受けて当該各号に定める権利に係る著作権等管理事業を行つて、当該権利に係る使用料については、適

（信託業法の適用除外等）

第二十六条 信託業法（平成十六年法律第二百四号）第三条の規定は、第二条第一項第一号に掲げる契約に基づき著作権等のみの信託の引受けを業として行う者については、適用しない。（文部科学省令への委任）

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

（経過措置）

第二十八条 この法律の規定に基づき文部科学省令を制定し、又は改廃する場合においては、その文部科学省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

## 第七章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して著作権等管理事業の経過措置を定めた者

二 不正の手段により第三条の登録を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十一条第一項の規定による著作権等管理事業の停止の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

四 第二十二条の規定に違反して管理委託契約を行つた者

五 第二十三条第一項の規定に違反して請求した不正の手段により第三条の登録を受けた者は、二十万円以下の罰金に処する。

六 使用料を收受した者は、第八条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十三条第一項の規定に違反して管理委託契約を行つた者

三 第二十条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の規定に違反して管理委託契約を行つた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による財務諸表等の閲覧若しくは謄写を拒んだ者

## 附 則 抄

### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

（著作権に関する仲介業務に関する法律の廃止）

第二条 著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七号）は、廃止する。

（旧仲介業務であった著作権等管理事業に係る経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の著作権に関する仲介業務に関する法律（以下「旧仲介業務法」）という。）第二条の規定による許可を受けている者は、当該許可に係る旧仲介業務（旧仲介業務法第一條に規定する著作権に関する仲介業務法）といふ。次条第一項に規定する部分について、この法律の施行の日に第三条の登録を受けたものとみなす。

（旧仲介業務法第一條に規定する部分について、この法律の施行の日に第三条の登録を受けたものとみなされる者）

二 第十五条の規定に違反して管理委託契約の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第十五条の規定に違反して管理委託契約の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 第七条第一項又は第八条第二項の規定によ

り、第二十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人格を有しない社団又は財團の規定による罰金刑を科する場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 関連規定

3 文化庁長官は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された第四条第一項各号に掲げる事項及び第五条第一項第二号



<p><b>附 則</b> (平成二〇年五月一一日法律第二八号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年八月一日法律第五三号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p>
--

<p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>罰則の適用等に関する経過措置</b></p> <p><b>第十四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>罰則の適用等に関する経過措置</b></p> <p><b>第十四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--

---

<p><b>附 則</b> (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  <b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>
--

---

<p><b>第一 条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、以下の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第七十七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日</p> <p><b>(行政庁の行為等に関する経過措置)</b></p> <p><b>第二 条</b> この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において</p>
---

---

<p><b>第七条</b> 政府は、会社法(平成十七年法律第六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。(検討)</p>
---

---